

令和元年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年12月4日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 今井 英昭	6番 森澤 文王
7番 今井 清	8番 村田 桂子	9番 田中 三江
10番 滝沢寿美雄	11番 榎本 真弓	12番 森本 信明

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳

総務課長 遠山一郎 町民課長 市川清美

企画課長 竹重和明 教育次長 市川正彦

建設課長 荻原義行 農林課長 片桐栄一

観光商工課長 今井一行 会計管理者 羽場厚子

庶務係長 羽場雅敏

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 齊藤明美 書記 伊藤百合子

散会 午前10時35分

議長（森本信明君） おはようございます。これから、本日12月4日の会議を開きます。

◎日程第1 議案第55号

議長（森本信明君） 日程第1 議案第55号 立科町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） それでは、何点かお伺いいたしますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、この会計年度任用職員が設けられた背景ということについて一番最初にお伺いします。

それから、2点目には、会計年度ということで契約の期間なんですけど、毎年更新するのかどうか、そして、それに伴ってここに給料表がずっとありますけれども、一般職員は給料が上がるというふうに聞いていますが、その毎年の給料がちゃんちゃんと上がっていくのかどうか、その考え方についてお聞かせください。

3つ目は、給与のことなんですけど、今回、フルタイム任用職員とパートタイムの任用職員の2つに分かれていますけれども、それに伴って時間外やら期末手当やらいろいろの正規職員とほぼ同じ待遇でのさまざまな手当がつくことになっています。そうした場合に、給与のフルタイムの方は正規の職員の何割くらいの給料になるんでしょうか。また、パートの場合も時間給にして正規職員のどのくらいに当たるんでしょうか。改善をされたというふうには受けとめてはいますが、それについてお聞かせください。

それから、4点目は、災害時の出勤、出動、招集範囲に対象となるのかどうか、正規職員と同じような参集の対象になるのかどうか、これをお聞かせください。

それから、ちょっと表現のことで。

議長（森本信明君） 村田議員、質問事項3点。

8番（村田桂子君） 3回しかできないので、ここは。なので、済みませんが。

議長（森本信明君） それは、やっぱりそのルールにのっとってお願いをしたいと思います。

8番（村田桂子君） じゃあ3回。

議長（森本信明君） 3点。重複する。

8番（村田桂子君） 3点ということじゃないですよ。3回まで質問できるわけだから、立って3回まで質問できるわけですよ。

議長（森本信明君） はい。

8番（村田桂子君） それとも、その質問の項目ごとに何回もやってもいいですか。

議長（森本信明君） いえいえ。それぞれ、その質問事項は3回までということであるし。

8番（村田桂子君） そうですよ。だから、この条例案については、私は3回しか質問がで

きないですよ。

議長（森本信明君） はい。

8番（村田桂子君） だから、私は委員会に出ることができませんので、ここでしっかり聞かせていただきたいということで質問しています。委員会には出ませんので、私、担当ではないから。

議長（森本信明君） その今の村田議員の質問のあり方について、ちょっと暫時休憩をして、ちょっと協議をしたいと思います。

ここで暫時休憩します。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時04分 再開）

議長（森本信明君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

それでは、8番、村田桂子君の質問に対して、遠山総務課長、答弁を願います。

総務課長（遠山一郎君） ただいまの質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

地方公務員法、地方自治法の改正については、前回、全員協議会の中でお話をしたかと思っております。ですから、国全体の制度の中で変更してきたということで、町独自の制度ではないということで、まず、ご確認をお願いしたいと思います。

これにつきましては、地方公務員法の第3条3項3号に基づく特別職の中に専門的な知識、経験または識見を有する者がつく職であって、当該知識、経験、または識見に基づき助言、調査、診断、その他、総務省例が定める事務を行う者ということであったわけですが、その適用が曖昧だというようなことの中で国のほうで議論されて、新たにこの会計年度任用職員制度が適用されるようになったというふうに認識をしております。

それから、契約期間については、当然、会計年度、1会計年度ということですので、1年ごとに更新ということになります。昇給等につきましては、現在、検討中でございます。

それから、フルタイム・パートタイムの手当でございますが、何割という考え方はないんですけど、年間2.6カ月、月給の2.6カ月分を支給するという形になっております。

以上です。

議長（森本信明君） 8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 今、設けられた背景について法律上の問題をおっしゃっていたんですが、やはり、同じ仕事をしていながらなかなか状況、労働条件が不安定だということからという大きな世論の背景もあったのかなというふうに思っております。

その契約の関係なんですが、毎年更新をされるんでしょうか。それは、あれなんですか、任期つきということなんですが、同じ方が引き続いて更新をできるという

ことの保障というはあるのでしょうか。そこの考え方についてお聞かせください。

それから、毎年給料は上がるのかということを検討中とおっしゃったんですが、それは、一般職においては経験とかスキルが上がってくるということで上がっているんですけど、同じように継続がされる場合は当然、そういうことも期待されるのではないかなと思うんですが、それについてもう一度お答えをお願いします。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 毎年更新されるかというお話ですけど、これについての保障はございません。当然、1会計年度ということで対応していきたいと思っております。

ただ、基本的には継続して雇用できることになっておりますので、その辺はその時々状況によるかと思えます。

それから、給料が毎年上がるかというお話なんですけど、これについては、当然、人事評価制度というの適用されますので、それらの中で昇給については考えていくということでございます。

議長（森本信明君） 8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） そしたら、最初の3点についてのお答えをいただきましたので、結構です。

次の3点、よろしいでしょうか。

議長（森本信明君） はい。

8番（村田桂子君） 先ほどちょっと言いましたが、フルタイムの方、フルタイム任用職員という方で、期末手当さまざま出ますけれども、正規の職員の何割くらいの給料になるのでしょうか。また、パートの場合も時間給の計算の仕方は詳しく述べられていたけれど、正規職員の何割くらいに当たるのでしょうか。これが1点目の質問です。

それから、2点目は、週休日勤務時間について、それぞれ通常の職員ではなくて、当該、例えばフルタイム、会計年度任用職員について定められた週休日とか同じような表現で勤務時間とありますけれども、これは、普通の職員の給料日、週休日や勤務時間とはかなり異なるということが前提なんではないでしょうか。これが2点目の質問です。

3つ目は、もう単純な表現のことをちょっとお聞かせいただきたいんですが、時間外勤務手当とか夜間勤務のところ、例えば6ページの夜間勤務に係る報酬のところ、ここは、第2項第22条2項に、「勤務時間1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする」というふうに、0.25という数字があります。ところが、その前のところの、ちょっとぱっと出ないんですけど、「100分の125を乗じたものにする」というのがありました。同じように夜間勤務手当で1.25倍だなということは思うんですけど、これ、表現が違うのはどういうことでしょうか。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） フルタイム任期職員、フルタイム会計年度職員が正規職員の何割程度かと、何割というような考え方は持ってございません。当然、この中で格付をして

いくということでございます。

それから、週休日については基本的に一般職の休暇等に関する条例だったと思いますが、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例を準用していきますので、正規職員と同等のものというふうに考えていただいてもいいと思います。

それから、時間外勤務手当については、時間外については時間によってですけど、100分の125という支給があります。これは、正規職員にも同様です。特殊な場合、夜間、深夜とかに及ぶ場合100分の150を適用する場合もあるということでご承知いただきたいと思います。

以上です。

議長（森本信明君） 8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 村田です。

給与のことで、正規職員の何割に当たるかということについては特定できないということ考えていないことがわかりました。

それから、週休日、勤務時間についても一般職に準ずるということわかりました。

それから、表現の問題なんですけど、先ほど言ったように「0.25」という表記の場合と「125」という表記の場合があるので、それがどう書き分けられているのかなというところが素朴な疑問です。これについてお示してください。

それから、さっきの質問のところでも落としてたんですけど、災害時の出動の対象になるのかどうかということをお聞かせください。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） 「0.25」というのはどこに書いてあるかがちょっとわからないんで、何とも言えないんですが、どういう場面で使っているか。（（6ページの22条の2で、「100分の25」）の声あり）

8番（村田桂子君） 6ページの22条の2のところは、「100分の25」と書いてありますよね。

総務課長（遠山一郎君） これは、「100分の125」とは全く関係ないと思います。だから、ここで22条の第1項で10時から5時については夜間勤務手当を、その夜間勤の報酬を支給するという内容であって、それについて1時間当たり100分の25を乗じた額を加算するというような内容だと思います。（（加算ですよ）の声あり）はい。「125」とは関係ないと思います。

それから、災害時の参集の対象になるかということですが、これは、その場合によると思います。1次参集、2次参集というような形で参集配分を決めてありますので、基本的に全職員参集の場合に状況判断することになるかと思っています。

以上です。

議長（森本信明君） 8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） じゃあ、最後の出動の招集の範囲のことなんですけど、会計年度任用職員という位置づけになった場合には、これまでの臨時職員の方は参集対象になってい

ないというふうに聞いているんですけど、任用職員ということになると、正規の職員に準じて招集の範囲で考えていいということでしょうか、確認です。

議長（森本信明君） 遠山総務課長。

総務課長（遠山一郎君） そのとおりです。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第56号

議長（森本信明君） 日程第2 議案第56号 立科町ふるさと寄附金条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第57号

議長（森本信明君） 日程第3 議案第57号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第58号

議長（森本信明君） 日程第4 議案第58号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第59号

議長（森本信明君） 日程第5 議案第59号 記号式投票に関する条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第60号

議長（森本信明君） 日程第6 議案第60号 令和元年度立科町一般会計補正予算（第4号）
についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。
7番、今井 清君。

7番（今井 清君） 7番、今井 清です。

21ページの教育振興費の合計なんですけど、今回、蓼科高校通学車両運行ということ
とで700万補正、補助金として出されていますが、先ほどの説明で増発便と消費税と
お伺いしたんですが、もうちょっと詳しい内容をお伺いしたいです。お願いします。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） お答えします。主だった理由は、まず、中込線、こちらのほうが31
年度、令和元年度通う生徒数が増えております。このために、今まで中型1台の運行
であったものが、途中、浅科からもう1台中型の1台を運行しなければ生徒が乗れな
い状況となりました。この影響で、1台運行が増えたということで、これで年間約
530万近くの運行経費が昨年度よりも増えております。

それから、田中線、小諸線について、昨年度より利用する生徒数が減っております。
この影響で定期代等の運賃収入が減っております。

それから、10月からの消費税アップ、こちらのほうの影響ということで約170万ほ
どの影響がございまして、合計で、今回補正で700万の補正を上げさせていただいた
ということがございます。

以上でございます。

議長（森本信明君） 7番、今井 清君。

7番（今井 清君） 今井です。今の説明で一応、中型2台、もう1台増えたということなん
ですが、これは、実際には人数等の関係で、例えば大型で1台で済むとかそういうこ
とにはできないのかどうかというのと、人数的に中型1台だと何人で生徒が何名ぐら
いでオーバーしたか、その辺について数字的なことをお伺いします。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 中型もバスの形によってちょっと人数、乗れる人数違うんですが、
大体27から29人です、1台で乗れるのが。

それで、今現在、中込線を利用している人数が39名おるということで、1台では無
理ということで途中から2台の運行ということがございます。

以上です。

議長（森本信明君） 7番、今井 清君。

7番（今井 清君） 今、最初申し上げた中型じゃなくて大型では賄えなかった。その辺につ
いては。

議長（森本信明君） 市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 大型で通年運行した場合と中型2台で通年運航した場合の金額であ
りますと、大型で通年運行したほうが若干経費が高くなってしまいますので、中型

2台ということになっております。

以上です。

議長（森本信明君） ほかにありませんか。2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 2番、芝間教男です。

ページ、22ページ、農業災害復旧費につきましてお伺いいたします。

農業災害施設災害普及費、経費について、530万ですか、（発言の声あり）5億3,000万、1桁間違えました、済みません。補助金の関係で3,000万円というふうにありますけれども、このところで自分で直した場合とそれから普及経費を使って直した場合の個人的な負担割合としては、差が生じるかどうかお聞きしたいと思います。

議長（森本信明君） 片桐農林課長。

農林課長（片桐栄一君） 自分で直す場合というのは、町の補助金を使って自分で直すということによろしいでしょうか。（（はい）の声あり）

自分で町の補助金を使って復旧事業を行っていただく場合には、200万までは町のほうから8割の補助が出ます。ですので、個人負担としては2割ということになります。

それから、200万から300万の100万については、町のほうから9割ということですので、1割の負担ということになります。

現場等それぞれ状況も違った中で、ここでどっちが安く、どっちが高くという負担の費用的な部分については判断ができないということでございます。

議長（森本信明君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 2番、芝間です。

続きまして、区長、部落長会のとときに説明があった資料の中に、あらかじめ災害のところでは個人で直すことはちょっと待っていていただいて、役場のほうにご相談くださいというような文面があったと思います。その兼ね合いにつきまして質問した趣旨としましては、個人のほうが損なのかなというような気持ちがあつて質問したわけでありまして、5億3,000万の中で激甚災害になった場合には、90%を超えるような個人負担、それから限度額が5万円というような規定があったと思いますけれども、そちらのほうが得というような考えではなかったのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（森本信明君） 片桐農林課長。

農林課長（片桐栄一君） 済みません。私どももちょっと質問の内容がちょっとわからなかったんですが、補助事業、国の補助事業を利用した場合は、個人負担をこちらでも発生をいたしまして、限度額が5万5,000円の負担で、最高5万5,000円というような負担で復旧工事ができるということになりますけれども、国庫補助事業として採択された場合は5万5,000円なんですけど、採択がされない場合がございまして。これについては、いろいろ条件等もございまして、現場によってそれぞれ判断が違ってくるわけござ

いますけれども。

採択がされない状況は、例えば田んぼの水が完全に畦畔まで飛んでしまって水が張れないというような状況の場合は、採択となるわけでございます。国の事業としての採択になるわけでございますけれども、あと、耕作を適正にされている状況の農地であるかどうか、そういう部分も国の事業として採択できるかできないかの判断材料にはなってくるわけでございますけれども、こちらも、先ほど申し上げたんですが、それぞれの現場の状況によりまして国の事業で採択された場合は5万5,000円なんですけど、それが採択、国の事業としては採択できずに個人で負担していただいた中では、それぞれの先ほど申し上げたとおり2割、あるいは200万を超える部分については1割の負担ということで。

復旧のやり方、あるいは現場の状況等にもよってそれぞれ復旧の費用が変わってまいりますので、どちらが得なのかということは一概には申し上げられないと考えております。

議長（森本信明君） 2番、芝間教男君。

2番（芝間教男君） 結果として個人でやる場合と、それから先にやってしまった場合よりも、まずは農林課のほうにあらかじめ相談していたほうが得というか、判断が、普通の住民の皆さんは判断できないものですから、特に隣で、これは国の採択になって金額が5万5,000円で済んだというところと、うちは自分でやっちゃったから2割負担があったよというようなふうと差が出てくると思うんです。

ですから、その判断は、まずは直さずに農林課のほうに相談した方がよいということでもよろしいでしょうか。

議長（森本信明君） 芝間議員、質問の内容の仕方で、それぞれ、今回計上されている内容、金額、どういう手段をとったかというのは、先ほど申し上げました。

要は、先ほどご答弁されているように、それぞれの災害の大きさ、小ささによって変わるということで（（そのとおりです）の声あり）それは、あくまでもその判断は個人判断じゃなくて、農林課のほうでは、まず、町のほうに相談をして、その選択はいかにするかということ相談を投げかけてほしいということ指導をしているということでありますので、そういうことをご理解をいただければ、質問の内容についても再度検討して質問をお願いしたいと思います。

最後に、改めて農林課長のほうで答弁されますか。（発言の声あり）いいですか。

農林課長（片桐栄一君） はい。

議長（森本信明君） 了解いただいたということで、芝間議員、よろしいですか。

2番（芝間教男君） はい。

議長（森本信明君） ほかにありますか。8番、村田桂子君。

8番（村田桂子君） 8番です。

2点お願いいたします。

14ページのコミュニティー費の権現の湯の事業経費で、厨房機器更新70万2,000円が組み込まれていました。これは、新しい業者さんに変更されて順調な滑り出しだと考えておりますけれども、これは、経年劣化で更新となったものなのか、それとも業者さんによる何かの要望があったということなんでしょうか、この確認です。これが一点。もう一点は、19ページの観光費で、道の駅の駐車場区画線の整備です。

大変駐車場が使いにくいというのは住民から苦情を聞いているわけですが、この引き直しの整備費かなとは思っているんですが、これは、一つは道の駅の設置のときの国土交通省の指導の問題です。そのこと等との兼ね合いはいいのかどうかということと、その引き直しのやり方という、どのように引き直すのかということについては事前に管理者と調整があって、どのように変えられるのかについてお伺いいたします。

議長（森本信明君） まず、1点の関係で、竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。この厨房器具は具体的には麺ゆで機の更新でございます。9月に火がつかなくなったり、火力が弱い現象があり、専門業者の点検修理もして、火はつくようになったんですけども、劣化によって火力は強く直らず、そのため、今回計上したものでございます。

以上です。

議長（森本信明君） 2点目について、今井観光商工課長。

観光商工課長（今井一行君） 国土交通省との調整は済んでおります。

それで、どのように今回変えるかということですが、直売所の前の大型車両で斜めにとまっている分があります。これが、今、大型車で11台分です。それを半分にして、普通車22台とめられるようになっているんですが、これを、言ってみると前の状態に戻します。したがって、今現在、大型車両11台の枠を普通車両36台分の枠にもう一回引き直すということでございます。その関係のものは、先ほども申し上げましたとおり国土交通省の長野事務所のほうに相談の上、このようにしてもいいという、言ってみると承認はもらってこのようにするというところでございます。

よろしくお伺いいたします。

議長（森本信明君） ほかに、11番、榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 11番、榎本です。

24ページです。観光施設災害復旧費の中の修繕、これ両方とも復旧工事が載っておりますが、蓼科園地というふうに説明を聞きました。この内容を伺います。

議長（森本信明君） 今井観光商工課長。

観光商工課長（今井一行君） 蓼科園地につきましては、芝の面の土砂の撤去は寄せることはしてもらってあります。

それで、今回、計画しているのは、一部、野外音楽堂の敷地が土砂で流れてしまった部分があります。その辺の復旧、それから、木段があるんですけども、それが大分流れてしまっておりますので、その関係の復旧、それから、中の水路に石が詰まっ

てしまっておりますので、その辺の撤去を予定しております。

以上です。

議長（森本信明君） 11番、榎本真弓君。

11番（榎本真弓君） 11番、榎本です。

そうしますと、今回のこの災害復旧で、今現在、園地は立入禁止になっておりますが、これにより解放されるということによろしいですか。

議長（森本信明君） 今井観光商工課長。

観光商工課長（今井一行君） この関係の提案説明の中で、もしかすると繰り越しも考えられる事業もあるというお話を説明されておりますけれども、ここに関しても、もしかするとその可能性はあります。

この工事によって当然立入禁止は解除になって、使えるように直すということの工事でございますので、これの工事が終われば解除になります。ただ、繰り越しとなる可能性も含んでいるということによろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（森本信明君） ほかに質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第61号

議長（森本信明君） 日程第7 議案第61号 令和元年度立科町水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 認定第11号

議長（森本信明君） 日程第8 認定第11号 立科町町道路線の認定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定案件を除く議案については、お手元に配付いたしました議案付託書のとおり、各常任委員会へ付託したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託書のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午前10時35分 散会)